

令和2年度要綱基本方針変更の概要

農地維持支払交付金

・要件設定

「機械の安全使用に関する研修」の追加（令和2年度国制度改正）

資源向上支払交付金（共同活動）

・要件設定

「多面的機能の増進を図る活動」に「やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」の追加（令和2年度国制度改正）

・その他（地域の状況に応じて追加する対象活動）

「鳥獣害防護用のわなの補修・設置」を追加

（従来は防護柵のみ対象としていたが、鳥獣害対策の強化のため追加）

「資機材・機械等の操作等に関する研修」を追加

（自走式草刈機等の導入に伴う適正管理・運用を図るため追加）

多面的機能の増進を図る活動として「有害鳥獣の追い払い」を追加

（従来は鳥獣被害対策施設の設置のみ対象としていたが、鳥獣害対策の強化のため追加）

資源向上支払交付金（長寿命化）

・その他（地域の状況に応じて追加する対象活動）

「農地の法面管理用小段の補修」を追加

（草刈り等法面管理作業の安全確保を図るため追加）

「農地、水路、農道の法面管理用小段の設置・更新」を追加

（草刈り等法面管理作業の安全確保を図るため追加）

「農地の法面勾配の緩和」を追加

（草刈り等法面管理作業の安全確保を図るため追加）

「鳥獣害防護柵の更新」を追加

（老朽化した柵の更新により鳥獣害対策を強化するため追加）